

No 4280507

事務事業票

所管部長等名	健康福祉部長 山田 忍
所管課・係名	生活援護課 保護給付係
課長名	中田 利一郎

評価対象年度	平成28年度
--------	--------

1 (Plan) 事務事業の計画

事務事業名	低所得者等援護事業			会計区分	01 一般会計					
				款項目コード(款-項-目)	3	—	1	—	3	
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち	総合戦略での 位置づけ	事業コード(大-中-小)	1	—	31	—	18
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり		基本目標					
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化		施策大項目					
	具体的な施策と内容	2	地域福祉の推進		施策小項目					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	行旅病人及び行旅死亡人取扱法で規定する行旅病人及び死亡人に関しては、通院、入院、火葬、埋葬費用を一時的に市が負担し、本人又は相続人へ実費の請求を行うが、身元不明の場合は、熊本県が負担する。 また、墓地・埋葬等に関する法律で規定する身元引受人のいない死亡人の場合、市が火葬・埋葬を行い、相続人調査後、相続人へ実費を請求する。									
実施手法 (該当欄を選択)	<input checked="" type="radio"/> 全部直営 <input type="radio"/> 一部委託 <input type="radio"/> 全部委託 <input type="radio"/> その他()									
補助金事業該当	<input type="radio"/> 補助金(主な補助先:) ※予算の全てが補助金支出である場合に記入。									
根拠法令、要綱等	行旅病人及び行旅死亡人取扱法、墓地・埋葬等に関する法律									
事業期間	開始年度			終了年度			法令による実施義務 (該当欄を選択)	<input checked="" type="radio"/> 1 義務である <input type="radio"/> 2 義務ではない		
	合併前			未定						

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対象 (誰・何を)	移動中や漂泊中に病気になる救護者がいない方及び死亡し引き取り者のいない方						
事業内容(手段、方法等)	成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)						
【行旅病人及び死亡人】 病院への通院・入院等の救護。死亡人の火葬・埋葬。 身元調査、相続人調査、公告、官報への登載。 本人又は相続人への実費の請求。 身元不明の場合は、熊本県が負担する。 【身元引き受け人のいない死亡人】 死亡人の火葬・埋葬。 相続人調査。相続人への実費の請求。 相続人が拒否した場合は、八代市の予算で対応する。	必要な方に対して、通院・入院等の救護、火葬・埋葬を行う。						
コスト推移	26年度決算	27年度決算	28年度決算	29年度予算	30年度見込	31年度見込	32年度見込
事業費(直接経費) (単位:千円)	183	53		417	417	417	417
財源内訳	国県支出金						
	地方債						
	その他特定財源(特別会計→繰入金)			417	417	417	417
	一般財源(特別会計→事業収入)	183	53				

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	行旅病人・死亡人数	件	計画	-	8	8	8	8	8	8
実績				0	0	1	1	0	-		
②		計画	-								
		実績						-			
③		計画	-								
		実績						-			
〈記述欄〉※数値化できない場合											
もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名		指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①				計画	-					
					実績						-
	②				計画	-					
					実績						-
	③				計画	-					
実績										-	
〈記述欄〉※数値化できない場合 必要な方すべてに対して、救護又は葬祭を行うもので、数値化になじまない。											

3 (Check) 事務事業の自己評価		
着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	行旅病人の救護・身元引受人のない死亡者の葬祭を行うことにより、不慮の際の不安を解消することで地域福祉に寄与しており、上位政策に結びついている。また、近年の該当者は平成26、27年度各1件となっているが、高齢化の進展やライフスタイルの多様化により、葬祭執行者のいない死亡者が増加する可能性もあり、当事業の必要性は薄れていない。なお、法にて市町村が行うことが明記されており、市が事業主体であることは妥当である。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	当事業の該当者が発生した際には、適切に対応を行っており、成果目標は達成されている。また、法に規定されているため、見直しの余地はない。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	事業量の変動するため、民間委託や指定管理者制度を導入することは難しく、法に規定されているため、他事業との統合・連携はできない。また、行旅病人・死亡者24時間対応が求められ、非常勤職員による対応は難しい。行旅病人・死亡者については、実費を本人又は相続人へ請求するか、あるいは市が負担する。また、身元引受人のない死亡者の場合の費用負担も請求順位が定められている等いずれも法に規定されており見直しの余地はない。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善			
今後の方向性 <small>(該当欄を選択)</small>	1 不要(廃止)	2 民間実施	3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等)
	4 市による実施(要改善)	● 5 市による実施(現行どおり)	6 市による実施(規模拡充)
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	(今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など) 法の趣旨に基づき、適正に対応していく。		
外部評価の実施	無	実施年度	
改善進捗状況等	H28進捗状況		
	H28取組内容		
決算審査に伴う常任委員会における意見等	特になし (委員からの意見等)		

No 4280508

事務事業票

所管部長等名	健康福祉部長 山田 忍
所管課・係名	生活援護課 保護給付係
課長名	中田 利一郎

評価対象年度 平成28年度

1 (Plan) 事務事業の計画

事務事業名	無縁仏管理事業			会計区分	01 一般会計					
				款項目コード(款-項-目)	3	—	1	—	3	
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち	総合戦略での 位置づけ	事業コード(大-中-小)	1	—	31	—	19
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり		基本目標					
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化		施策大項目					
	具体的な施策と内容	2	地域福祉の推進		施策小項目					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	無縁仏が生じた場合、八代市斎場内の納骨堂または鏡町納骨堂に納骨する。 年2回(盆・正月)に供花を行う。また、鏡町納骨堂については、敷地内の除草や植木剪定を年1回行っている。									
実施手法 (該当欄を選択)	<input checked="" type="radio"/> 全部直営 <input type="radio"/> 一部委託 <input type="radio"/> 全部委託 <input type="radio"/> その他()									
補助金事業該当	<input type="radio"/> 補助金(主な補助先:) ※予算の全てが補助金支出である場合に記入。									
根拠法令、要綱等										
事業期間	開始年度			終了年度			法令による実施義務 (該当欄を選択)	<input type="radio"/> 1 義務である <input checked="" type="radio"/> 2 義務ではない		
	合併前			未定						

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対象 (誰・何を)	行旅死亡人や身寄りがなく遺骨の引き取りが困難な者									
事業内容(手段、方法等)	納骨堂2か所の管理 納骨堂への供花 2ヶ所(年2回) 鏡町納骨堂の除草・植木剪定(年1回)					成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)				
						納骨された無縁仏の慰霊				

コスト推移		26年度決算	27年度決算	28年度決算	29年度予算	30年度見込	31年度見込	32年度見込
財源内訳	事業費(直接経費) (単位:千円)	48	67	67	97	97	97	97
	国県支出金							
	地方債							
	その他特定財源(特別会計→繰入金)							
	一般財源(特別会計→事業収入)	48	67	67	97	97	97	97

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	供花の回数	回	計画	-	2	2	2	2	2
				実績	2	2	2	2	-	
②	鏡町納骨堂の庭木剪定の回数	回	計画	-	1	1	1	1	1	
			実績	1	1	1	1	-		
③			計画	-						
			実績					-		
〈記述欄〉※数値化できない場合										

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名		指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①				計画	-					
					実績						-
②				計画	-						
				実績						-	
③				計画	-						
				実績						-	
〈記述欄〉※数値化できない場合 無縁仏の慰霊が成果目標であり、数値的な指標はない。											

3 (Check) 事務事業の自己評価		
着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	行旅死亡人や身寄りがいない者の遺骨を納骨することで、地域福祉に寄与しており上位政策と結びついている。また、家族形態の変化や地域社会での結びつきの希薄化、親族の疎遠化などの要因により身寄りのない高齢者が増える傾向にある。なお、無縁仏という性格上、市以外の者が事業主体となることは難しい。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	慰霊が目的であり、数値的な成果目標はないが定期的に納骨堂の管理を行うことで、成果目標には達していると考えられる。しかし、市斎場内の納骨堂は収容限界に近づきつつあるため、鏡町納骨堂への納骨で対応するものの今後の件数増に備えた対応を検討する必要がある。
◆実施方法は現行どおりでよい ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	墓地を経営する民間事業者への委託も考えられるが、委託料が発生するため、現在のコスト以下に削減することは難しい。また、市以外に当該事業を行う事業者がないため、統合・連携が出来ない事業である。なお、行旅死亡人や身寄りのない方など経済的に困窮している者が対象であるため、受益者負担の徴収は困難である。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善			
今後の方向性 <small>(該当欄を選択)</small>	1 不要(廃止) 4 市による実施(要改善)	2 民間実施 ● 5 市による実施(現行どおり)	3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等) 6 市による実施(規模拡充)
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	(今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など) 市以外に事業主体となる者はなく、現行どおり実施していく。		
外部評価の実施	無	実施年度	
改善進捗状況等	H28進捗状況		
	H28取組内容		
決算審査に伴う常任委員会における意見等	特になし (委員からの意見等)		

No 4280511

事務事業票

所管部長等名	健康福祉部長 山田 忍
所管課・係名	生活援護課 保護給付係
課長名	中田 利一郎

評価対象年度	平成28年度
--------	--------

1 (Plan) 事務事業の計画

事務事業名	生活困窮者自立支援事業			会計区分	01 一般会計					
				款項目コード(款-項-目)	3	—	1	—	1	
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち	総合戦略での 位置づけ	事業コード(大-中-小)	1	—	31	—	35
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり		基本目標					
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化		施策大項目					
	具体的な施策と内容	2	地域福祉の推進		施策小項目					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援を実施することにより自立の促進を図る。その目的を達成するために、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する事業を行う。									
実施手法 (該当欄を選択)	<input type="radio"/> 全部直営 <input type="radio"/> 一部委託 <input type="radio"/> 全部委託 <input checked="" type="radio"/> その他(相談事業(委託)、住居確保(直営)、その他(県と共同))									
補助金事業該当	<input type="radio"/> 補助金(主な補助先:) ※予算の全てが補助金支出である場合に記入。									
根拠法令、要綱等	生活困窮者自立支援法									
事業期間	開始年度			終了年度			法令による実施義務 (該当欄を選択)	<input checked="" type="radio"/> 1 義務である <input type="radio"/> 2 義務ではない		
	平成27年度			未定						

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対象 (誰・何を)	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者								
事業内容(手段、方法等)	成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)								
【生活困窮者自立相談支援事業】※必須事業 生活困窮者からの相談を受け、抱えている課題を評価・分析し、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるようプランを策定する。その後プランに基づいた各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連携、連絡調整を行う。 【住居確保給付金】※必須事業 離職により住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者に対して、安定した就職活動ができるように、期限付きで家賃相当額を支給する。 【その他の事業】※任意事業 就労準備支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習援助事業、一時生活支援事業を実施することで、相談者の自立促進を図る。	相談者の問題に対応した支援策を講じることにより、自立の促進を図る。								
コスト推移	26年度決算	27年度決算	28年度決算	29年度予算	30年度見込	31年度見込	32年度見込		
事業費(直接経費) (単位:千円)	222	31,317	29,802	28,498	33,106	33,106	33,106		
財源内訳	国県支出金	222	21,885	20,782	18,910	22,366	22,366	22,366	
	地方債								
	その他特定財源(特別会計→繰入金)								
	一般財源(特別会計→事業収入)		9,432	9,020	9,588	10,740	10,740	10,740	

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	相談件数	件	計画	-	-	-	180	190	200
実績				-	-	-	182	251	-	
②	支援調整会議開催回数	回	計画	-	-	-	60	70	80	
			実績	-	-	-	100	80	-	
③			計画	-	-	-				
			実績	-	-	-			-	
〈記述欄〉※数値化できない場合										

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	相談件数	生活困窮者への本制度の周知状況の指標として設定	件	計画	-	-	-	180	190
実績					-	-	-	182	251	-
②	支援調整会議開催回数	支援を行う前には、必ず支援調整会議を開催するため、支援の実施状況の指標として設定	回	計画	-	-	-	60	70	80
				実績	-	-	-	100	70	-
③	相談者の自立割合	相談した人が、自立した生活を行っていることを効果の指標として設定	%	計画	-	-	-	100	100	100
				実績	-	-	-	88	87	-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

3 (Check) 事務事業の自己評価		
着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	当事業は生活保護に至る前の救済という意味で第二のセーフティネットとなっており、上位政策に結びついている。また、経済的な問題だけではなく、心身や家庭の問題など様々な問題を抱えている方も多数存在すると考えられるため、今後も事業を行っていく必要がある。なお、福祉事務所設置自治体が事業主体であることが法に明記されている事業である。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	平成27年度から事業を実施しているが、成果目標として計画した相談件数を上回る相談数となっている。また、相談支援事業所から就労支援事業所、子どもの学習援助事業所、一時生活支援事業所へとつなげて連携して事業を進めており、生活困窮者対策として有効な活動内容となっている。また、相談者の87%が生活保護に至っておらず、相談支援の効果がでている。なお、法に規定された制度であるが、実施方法については、適宜見直しを図っている。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	平成27年度の事業開始時から民間委託が可能な事業については民間委託で実施している。また、今後、国において制度改正や運用見直しが行われた場合には、それに合わせて事業の統合や連携も含めた見直しを行っていく。 なお、生活に困窮された方を対象とした事業であり、本事業に受益者負担はない。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善			
今後の方向性 <small>(該当欄を選択)</small>	1 不要(廃止)	2 民間実施	3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等)
	4 市による実施(要改善)	● 5 市による実施(現行どおり)	6 市による実施(規模拡充)
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	(今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など) 平成27年度から本制度が施行され、法の目的に沿うように事業を実施していく。		
外部評価の実施	無		実施年度
改善進捗状況等	H28進捗状況		
	H28取組内容		
決算審査に伴う常任委員会における意見等	特になし (委員からの意見等)		

No 4280509

事務事業票

所管部長等名	健康福祉部長 山田 忍
所管課・係名	生活援護課 保護給付係
課長名	中田 利一郎

評価対象年度	平成28年度
--------	--------

1 (Plan) 事務事業の計画

事務事業名	生活保護費給付事業			会計区分	01 一般会計					
				款項目コード(款-項-目)	3	—	3	—	2	
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち	総合戦略での 位置づけ	事業コード(大-中-小)	1	—	31	—	24
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり		基本目標					
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化		施策大項目					
	具体的な施策と内容	3	生活保護行政の適正な運営		施策小項目					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とし、その目的を達成するために、相談、申請受付のうえ、保護に関する調査・決定を行い、生活保護費の支給や被保護者の就労支援などの自立助長に向けた援助を行う。									
実施手法 (該当欄を選択)	<input checked="" type="radio"/> 全部直営 <input type="radio"/> 一部委託 <input type="radio"/> 全部委託 <input type="radio"/> その他()									
補助金事業該当	<input type="radio"/> 補助金(主な補助先:) ※予算の全てが補助金支出である場合に記入。									
根拠法令、要綱等	生活保護法									
事業期間	開始年度			終了年度			法令による実施義務 (該当欄を選択)	<input checked="" type="radio"/> 1 義務である <input type="radio"/> 2 義務ではない		
	合併前			未定						

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対象 (誰・何を)	生活困窮により生活保護を必要とする方							
事業内容(手段、方法等)	成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)							
【相談・申請】 生活保護の説明を行うとともに、生活福祉資金や各種社会保障施策等の活用を検討するための助言を行い、生活保護の申請を受け付ける。 【調査・決定】 生活保護法に基づき、調査(実地・資産・扶養・就労・他制度等)を行い、必要とする方に対して保護費の支給を決定する。 【支給・自立助長】 基準に基づく最低生活費から収入を差し引いた額を支給する。定期的に訪問し実地調査を行うほか、就労や自立に向けた助言や指導を行う。	生活保護法に基づき、適正に保護を実施し自立を助長する。							

コスト推移		26年度決算	27年度決算	28年度決算	29年度予算	30年度見込	31年度見込	32年度見込
事業費(直接経費) (単位:千円)		2,721,791	2,834,880	2,890,653	2,893,604	2,968,000	2,992,000	3,016,000
財源内訳	国県支出金	2,095,553	2,142,208	2,110,635	2,165,703	2,224,000	2,242,000	2,260,000
	地方債							
	その他特定財源(特別会計→繰入金)	33,373	27,494	29,113	26,453	25,000	25,000	25,000
	一般財源(特別会計→事業収入)	592,865	665,178	750,905	701,448	719,000	725,000	731,000

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	就労支援対象者	人	計画	-	100	105	110	115	120
				実績	69	98	75	56	64	-
②	ハローワークと連携した就労支援	回	計画	-	45	90	90	90	90	
			実績	0	39	89	194	179	-	
③	生活保護世帯への訪問	件	計画	-	-	-	5300	5350	5400	
			実績				5574	5954	-	
〈記述欄〉※数値化できない場合										

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	就労支援対象者数	就労支援プログラムの参加人数	人	計画	-	100	105	110	115	120
					実績	69	98	75	56	64	-
②	ハローワークと連携した就労支援	生活保護受給者を対象としたハローワーク面接相談員の相談回数	回	計画	-	45	90	90	90	90	
				実績	0	39	89	194	179	-	
③	生活保護世帯訪問率	家庭訪問等により生活実態を把握し、世帯に応じた自立支援を図るため訪問率を指標として設定	%	計画	-	-	-	100	100	100	
				実績	-	-	-	105.2	111.3	-	
〈記述欄〉※数値化できない場合											

3 (Check) 事務事業の自己評価		
着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	「保健・福祉・医療の連携強化」の中で、総合計画にも位置づけられており、市の上位政策と結びついている。また、生活保護受給者は、高齢化の進展や経済構造の変化などにより年々増加しており、事業の重要性は増している。なお、法定受託事務であり、市が事業主体であることが法で定められている。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	保護の適正化・自立助長のための保護世帯訪問も目標の100%を超える実績となっている。また、ハローワークと連携した就労支援も目標の面接回数を超えている。なお、法定受託事務であることから、市独自に事業内容を見直す余地は無い。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	法定受託事務であり、民間委託や指定管理者制度等の利用及び類似する他事業との統合・連携はできない。また、ケースワーカーについては、国からの指導もあり、正規職員の配置が望ましい。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善			
今後の方向性 <small>(該当欄を選択)</small>	1 不要(廃止)	2 民間実施	3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等)
	4 市による実施(要改善)	● 5 市による実施(現行どおり)	6 市による実施(規模拡充)
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	(今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など) 今後も保護世帯数の増加が考えられるが、国の施策に従い適正に事業を実施していく。		
外部評価の実施	無		実施年度
改善進捗状況等	H28進捗状況		
	H28取組内容		
決算審査に伴う常任委員会における意見等	特になし (委員からの意見等)		

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	嘱託医協議件数	件		計画	-	600	640	650	660
実績					532	637	595	533	604	-
②	レセプト点検率	%		計画	-	100	100	100	100	100
				実績	100	100	100	100	100	-
③	主事研修回数	回		計画	-	12	12	12	12	12
				実績	12	12	12	12	12	-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	嘱託医協議件数	医療扶助の適正化の点で嘱託医の助言を受けた回数を設定	回		計画	-	600	640	650	660
実績						532	637	595	533	604	-
②	レセプト点検率	医療扶助の適正化の点でレセプト点検の実施状況を設定	%		計画	-	100	100	100	100	100
					実績	100	100	100	100	100	-
③					計画	-					
					実績						
〈記述欄〉※数値化できない場合											

3 (Check) 事務事業の自己評価		
着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	本事業は、「生活保護費給付事業」の体制整備の事業であり、上位政策に結びついている。また、生活保護受給者も増加しており、事業の役割は薄れていない。なお、法定受託事務である生活保護費給付事業と一体的に実施する必要があるため、市が事業主体であることは妥当である。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	嘱託医協議件数・レセプト点検率など成果指標は順調に推移しており、生活保護給付事業は適正・円滑に実施できている。また、生活保護費給付事業の体制整備の事業であり、国や県の方針に従い事業を行っているため、独自に事業内容を見直す余地はない。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	診療報酬明細書の点検など業務委託が可能な業務については、委託している。また、面接相談員、就労支援員、医療扶助相談員については非常勤職員で対応している。なお、ケースワーカーについては、非常勤職員で一部対応しているが、国からの指導もあり、正規職員による配置が望ましい。なお、生活保護費給付事業の体制整備のための事業であり、受益者負担はない。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善			
今後の方向性 <small>(該当欄を選択)</small>	1 不要(廃止)	2 民間実施	3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等)
	4 市による実施(要改善)	● 5 市による実施(現行どおり)	6 市による実施(規模拡充)
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	(今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など) 今後も保護世帯の増加が考えられるが、国の施策に従い適正に事業を実施していく。また、生活保護を行っていくうえで重要な事業であるため、適切な事務の執行が必要であり、今後もケースワーカーの技能向上のための研修や各種調査の徹底を図る予定である。		
外部評価の実施	無	実施年度	
改善進捗状況等	H28進捗状況		
	H28取組内容		
決算審査に伴う常任委員会における意見等	特になし (委員からの意見等)		